物品確保に関する調査について

医政局経済課

（作業方針）

今回の調査は、各部局の所管分野において、事業継続が不可欠な主体が必要する物資で、社会通念上政府が支援してでも確保されるべきものを特定し、その物資の必要不可欠な需要量及び供給構造・供給可能量を把握するとともに、その需給の適正化を図るために必要な対応を需要サイド・供給サイドが連携して検討していくためのものです。

◆作業手順

【作業１】

１．各事業分野において、新型コロナウィルス感染症の影響により、不足が顕在化している、ないしは不足が顕在化しつつあり、今後不足が顕著になる可能性がある物資等の特定をお願いします。

　　把握対象となる物資は、その不足により、国民生活やそれを支える主体等の事業の継続に支障をきたすことが想定される物資等に限定してください。また、当該事業活動において、どのような作業にその物資が必要なのか、代替性がないのかなどを精査の上回答ください。

〔調査の対象となる物資について〕

　具体的には、以下の物資を想定。

一般用マスク、サージカルマスク、N95・DS２マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、スワブ（検体検査用）、防護服

※この他にも、不足が顕在化している、又は不足が顕著になる可能性があり、事業の継続に支障をきたすとして情報が寄せられているものなどがあれば登録してください。

２．その上で、各事業分野の中で、政府が優先的に支援してまで事業継続が必要な主体（※）及びそれが他者に比べて優先すべき理由と、それらが必要とする物資の種類、価格、必要量等のご確認をお願いします。

※　優先度の検討に当たっては、例えば、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第９条）において、国立病院機構、電気事業者、NHK等の「指定公共機関」が新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成することとされていることや、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における特定接種の対象となり得る業種についての考え方（医療、福祉、医薬品卸、医薬品・医療機器製造業、水道業、火葬業、検疫所等が該当）等を参考にしてください（これに限定するものではありません）。

（参考：「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/jichitai20131118-02u.pdf>

　「必要量」の算出にあたっては、マクロ的なデータから機械的に算出する（例：当該産業の従業員数等×１個／日×７日など）のではなく、厳にその物資を必要とする作業者を特定して、実際の作業実態から必要個数を限定し、算出してください。

（節約して使用する等の工夫をしてもなお足りないものを記載ください。また、逼迫状況についても記載をお願いします。）

３．上記の内容について、添付のエクセルに記載し、期限までに登録ください。

（留意点）

○　「現状」欄については、可能な限り具体的な数量を記載すること。

○　今回の調査は、各部局の所管分野で不足が顕在化している等の物資等の特定が目的であり、登録された物資等についての政府からの調達を約束するものではないことに留意すること。